不正競争防止法等の一部を改正する法律 (平成30年5月30日法律第33号)

~特許法等の改正について~



霞ヶ関総合法律事務所 弁護士 **大宮** 正

平成30年2月27日に閣議決定された、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」は平成30年5月23日に可決・成立し、5月30日に法律第33号として公布されております。この法律においては、特許法等(特許法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律及び弁理士法等)の一部改正が措置されています。

不正競争防止法等の一括改正法のうち、特許法等1の改正につき解説する。第1は、中小企業 等による知的財産の活用促進策である。その1は、中小企業等の特許料等の軽減等である。改正 前は赤字の中小企業、研究開発企業等個別法で限定していた特許料等2の軽減措置等を改正法で は全ての中小企業3、試験研究機関等4に拡大し、特許料(107条①)については、軽減、免除、 納付猶予も可能とした(改正法109条の2①②③)。本改正により、概ね国内出願料が約40万円か ら約20万円に、国際出願料が約20万円から約10万円に半減する。その2は、弁理士業務の追加で あり、(イ) 特許等に係る技術上のデータの売買契約等の代理等の業務、(ロ) 特許等の技術上の データに係る日本産業規格 (JIS) 案の作成関与、相談業務を追加 (弁理士法4条③) し、(ハ) 当該業務は弁理士法の秘密保持義務(同法15条の2)の対象となった。その3は、特許・意匠(以 下「特許等」) の新規性喪失の例外期間 (グレース・ピリオド) の延長である。改正前も出願前 に公知の発明等に係る既特許等出願がある場合でも、当該出願が既特許等出願後6月以内であれ ば、新規性の喪失前であるとして出願できるとしているが、改正法はこの期間を6月以内から1 年以内に延長した(30条、意匠法4条)。第2は、特許等の知財紛争処理手続きの拡充である。 その1は、証拠収集手続きの拡充である。特許等の侵害訴訟において、裁判所は必要な場合には 非公開(インカメラ)で書類提出等を命ずることができるが、改正法では併せて専門委員への書 類開示と同委員からの説明聴取の手続き等を規定した(105条②~⑤)。その2は、営業秘密に係

¹ 特許法、意匠法、商標法、弁理士法等(上記解説文中、法律名ない条文は特許法)

² 特許料等とは、出願料審査請求料等(特許庁HP-産業財産権関係料金一参照)

³ 中小企業 (109条の2①1号~9号:企業組合等を含む。)

⁴ 試験研究機関等(109条③1号~7号)